

# 東京都国土調査事業費補助金交付要綱

平成26年5月

東京都

## 東京都国土調査事業費補助金交付要綱

昭和52年8月18日  
昭和57年8月25日改正  
平成元年5月16日改正  
平成2年7月30日改正  
平成3年6月25日改正  
平成4年7月9日改正  
平成5年6月8日改正  
平成6年6月23日改正  
平成8年11月6日改正  
平成9年9月16日改正  
平成12年4月1日改正  
平成13年4月2日改正  
平成14年4月1日改正  
平成16年4月1日改正  
平成17年6月10日改正  
平成18年6月14日改正  
平成19年6月14日改正  
平成26年5月1日改正

### (目的)

- 第1 この要綱は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに地籍の明確化を図るため、区市町村、土地改良区等が国土調査法（昭和26年法律第180号）及び国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）の規定に基づき実施する国土調査事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対する補助金の対象、補助率その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (経費の対象及び補助率等)

- 第2 第1に規定する経費及びこれに関する補助率等は、予算の範囲内で別表に掲げるとおりとする。

### (補助金等の交付の申請)

- 第3 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）1部を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業費算定資料
  - (2) 実施区域図
  - (3) 区市町村以外の実施主体にあつては、総会の関係議事録
  - (4) その他知事が特に指示した書類

#### (補助金の交付の決定)

- 第4 知事は、第3による申請を適法かつ適正であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、申請者に通知する。
- 2 前項の場合において、知事は、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えることができる。
  - 3 第1項の場合において、知事は、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を付すことができる。

#### (申請の撤回)

- 第5 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該決定通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

#### (事情変更による決定の取消し等)

- 第6 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- 2 前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。
    - (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
    - (2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
  - 3 前項の規定による補助金の額の前項(1)又は(2)に掲げる経費の額に対する割合その他の交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

#### (内容及び交付額決定等の変更)

- 第7 補助事業者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、承認申請書(別記様式第2号)1部に知事の指示した書類を添えて提出しなければならない。  
また、次の(5)に該当する場合は、補助金交付決定額変更申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。
- (1) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。
  - (2) 調査区域を変更しようとするとき。
  - (3) 直接経費及び附帯経費の相互間における経費の流用で、流用先の経費の30パーセント(当該流用先の経費の30パーセントに相当する額が300万円以下であるときは300万円)を超える額を増減しようとするとき。
  - (4) 地籍成果システム整備に要する経費と数値情報化に要する経費の相互間における流用をしようとするとき。
  - (5) 補助金の交付決定額の変更を受けようとするとき。
- 2 知事は、前項による申請を適法かつ適正と認めたときは、前項(1)から(4)までの場合においては承認を決定し、同項(5)の場合においては交付決定額の変更を決定し、補助事業者に通知する。

**(事業着手届)**

第8 補助事業者は、補助事業に着手したときは、事業着手届(別記様式第4号)1部を、速やかに知事に提出しなければならない。

**(事故報告)**

第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに事故報告書(別記様式第5号)1部を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

**(状況報告)**

第10 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在における事業遂行状況報告書(別記様式第6号)1部を、速やかに知事に提出しなければならない。

**(遂行命令)**

第11 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。  
2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

**(実績報告)**

第12 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、実績報告書(別記様式第7号)1部を速やかに知事に提出しなければならない。第7(1)の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

**(補助金の額の確定及び交付)**

第13 知事は、第12の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。  
2 前項の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(別記様式第8号)1部を知事に提出しなければならない。  
3 知事は、前項による請求書の提出があったときは、当該補助金を交付する。

**(是正のための措置)**

第14 知事は第13の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につきこれを適合させるための措置を命ずることができる。  
2 第12の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

#### (補助金の概算払)

- 第15 知事は、補助事業の実施上、必要があると認めるときは、第13の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払をすることができる。
- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするものは、補助金概算払請求書(別記様式第9号)1部を知事に提出しなければならない。
  - 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、補助金概算払精算書(別記様式第10号)1部を知事に提出しなければならない。

#### (決定の取消し)

- 第16 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段による補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### (補助金の返還)

- 第17 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

#### (違約加算金及び延滞金)

- 第18 知事が第16の規定により補助金交付の決定の全部又は一部の取り消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合における、その後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前2項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

#### (違約加算金の計算)

- 第19 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第18第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領日の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じら

れた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 第18第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額はまず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

- 第20 第18第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額はその納付金額を控除した額によるものとする。

#### (他の補助金の一時停止等)

- 第21 知事は補助事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

#### (帳簿等の整理)

- 第22 補助事業者は、補助事業について、帳簿及び証拠書類を備え、収入及び支出を明らかにしておかなければならない。
  - 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### (財産処分の制限)

- 第23 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産で1件の取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

#### (その他)

- 第24 この要綱に定めるもののほか、この補助金交付に必要な事項については、東京都補助金交付等規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

別表

事業名		補助率 又は 負担率	経費内訳	算定基準		
細事業名	作業工程			符号	算定方式	標準
地籍調査事業	地籍調査事業(一般) 地籍調査事業(外注) 地籍調査事業(再調査)	区市町村が行う当該事業に要する経費の4分の3又は土地改良区等が行う当該事業に要する経費の6分の5	直接経費 (1)賃金 (2)報償費 (3)需用費 (4)旅費 (5)安全費 (6)使用料及び賃借料 (7)精度管理費 (8)委託料 (9)備品費 附帯経費 (1)賃金 (2)報償費 (3)需用費 (4)旅費 (5)使用料及び賃借料 (6)備品費 (7)災害補償費 (8)役員費 (9)雑費 (10)補償費 (11)公課費	地籍図根三角測量	C	調査地域の縮尺区分及び傾斜度等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準として算定する。
	地籍調査事業			地籍図根多角測量	D	調査地域の縮尺区分、精度区分、傾斜度、視通の難易、毎筆の土地の広狭及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準として算定する。調査地域の傾斜度、毎筆ごとの土地の広狭及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準として算定する。
地籍調査事業	地籍調査事業			一筆地調査	E	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭により定まる所要の経費並びに調査面積を基準として算定する。
				地籍細部測量	F	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭により定まる所要の経費並びに調査面積を基準として算定する。
地籍調査事業	地籍調査事業			現況及び復元測量	FR	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭により定まる所要の経費並びに調査面積を基準として算定する。
				地籍測定	G	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭により定まる所要の経費並びに調査面積を基準として算定する。
地籍調査事業	地籍調査事業			地籍図及び地籍簿の作成	H	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭により定まる所要の経費並びに調査面積を基準として算定する。
				数値情報化・集成図の作成	-	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭により定まる所要の経費並びに調査面積を基準として算定する。
地籍調査事業	地籍調査事業			地籍調査事業(一般)に準ずる。	〃	地籍調査事業(一般)に準ずる。
				GIS導入による境界情報収集・蓄積 既存境界杭の調査・測量 地籍調査図の作成	- C D -	調査面積及び該当する工程を基準として符号付作業工程及び調査成果のシステム化の範囲内で算定する。ただし、都市再生街区基本調査の実施地区においては、C工程は省略しD工程については国が定める活用係数を乗じて算定する。
地籍調査事業	地籍調査事業			地籍調査の実施及び現行の地籍の実態調査	-	調査面積を基準として算定する。
				地図混乱地域など困難性の高い地域の実態調査	-	調査地域の毎筆の土地の広狭等と調査面積を基準として算定する。
都市再生地籍調査事業	都市再生地籍調査事業			地籍図根三角測量	C'	【一般型】 ・調査地域の傾斜度、毎筆ごとの土地の広狭及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積等を基準とし、一筆地調査に先行し官言・官民境界のみの測量・調査工程の経費について街区係数を乗じて算定する。 ・後続工程(一筆地調査)においては、1から街区係数を差し引いた係数を乗じて算定する。 ・FR工程については、別に定める(運用基準)係数を乗じて算定する。 【活用型】 ・一般型の算定方法に準ずる。ただし、C工程は省略しD工程については国が定める活用係数を乗じて算定する。
				地籍図根多角測量	D'	
都市再生地籍調査事業	都市再生地籍調査事業			一筆地調査	E'	・地籍調査事業(一般)に準ずるほか、全工程にわたって一部又は包括的委託する経費を基準として算定する。ただし、都市再生街区基本調査の実施地区においては、C工程は省略しD工程については国が定める活用係数を乗じて算定する。
				地籍細部測量	F'	
都市再生地籍調査事業	都市再生地籍調査事業			現況及び復元測量	FR	・地籍調査事業(一般)に準ずるほか、都市整備事業による既存資料の活用可能状況費を基準として算定する。ただし、都市再生街区基本調査の実施地区においては、C工程は省略しD工程については国が定める活用係数を乗じて算定する。
				地籍測定	G'	
都市再生地籍調査事業	都市再生地籍調査事業			地籍図及び地籍簿の作成	H'	・地籍調査事業(一般)に準ずるほか、都市整備事業による既存資料の活用可能状況費を基準として算定する。ただし、都市再生街区基本調査の実施地区においては、C工程は省略しD工程については国が定める活用係数を乗じて算定する。
				数値情報化・集成図の作成	-	
都市再生地籍調査事業	都市再生地籍調査事業			地籍図根三角測量	C	・地籍調査事業(一般)に準ずるほか、都市整備事業による既存資料の活用可能状況費を基準として算定する。ただし、都市再生街区基本調査の実施地区においては、C工程は省略しD工程については国が定める活用係数を乗じて算定する。
				地籍図根多角測量	D	
都市再生地籍調査事業	都市再生地籍調査事業			一筆地調査	E	・地籍調査事業(一般)に準ずるほか、都市整備事業による既存資料の活用可能状況費を基準として算定する。ただし、都市再生街区基本調査の実施地区においては、C工程は省略しD工程については国が定める活用係数を乗じて算定する。
				地籍細部測量	F	
都市再生地籍調査事業	都市再生地籍調査事業			現況及び復元測量	FR	・地籍調査事業(一般)に準ずるほか、都市整備事業による既存資料の活用可能状況費を基準として算定する。ただし、都市再生街区基本調査の実施地区においては、C工程は省略しD工程については国が定める活用係数を乗じて算定する。
				地籍測定	G	
都市再生地籍調査事業	都市再生地籍調査事業			地籍図及び地籍簿の作成	H	・地籍調査事業(一般)に準ずるほか、都市整備事業による既存資料の活用可能状況費を基準として算定する。ただし、都市再生街区基本調査の実施地区においては、C工程は省略しD工程については国が定める活用係数を乗じて算定する。
				数値情報化・集成図の作成	-	
都市再生地籍調査事業	都市再生地籍調査事業			基図サーバー等構築	-	・ハードウェア及び必要なソフトウェアの規模、利活用に必要な機器の規模に於て算定 ・共有するクラウドアプリケーションの規模に於て算定 ・加工を要する地籍データ等の量に於て算定
				LAN構築 データ整備	-	